平成２４年（フ）第６９号
福島県大沼郡会津美里町字新用地142番地
債務者　星　　紀子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
茨城県水戸市見和２丁目194番地の52　ボヌール101号
債務者　三上久美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３００号
茨城県水戸市千波町1784番地の２　山本コーポ107号、前住所茨城県水戸市千波町1336番地の２　コーポルークワットＡ棟202号
債務者　中島　耕市
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３０６号
茨城県水戸市見川３丁目1109番地　県営西妻アパート５棟101号
債務者　江橋　美佳
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３２０号
茨城県水戸市見川３丁目908番地　ウェディングファイブ201号
債務者　吉本　明子（旧姓磯崎）
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３２６号
茨城県水戸市新原２丁目７番41号
債務者　鈴木　有三
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３５３号
茨城県水戸市城東１丁目15番82―601号　市営城東住宅
債務者　小峰　文子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１５２号
群馬県太田市鳥山上町1126番地２
債務者　生田　智美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５６６号
京都市右京区嵯峨野投淵町13番地７
債務者　今泉　真弓
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６９７号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１28棟205号
債務者　谷原　祥司
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
長崎県五島市奈留町浦235番地７、前住所長崎県五島市奈留町浦373番地３
債務者　浜里　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第４３号
鹿児島県南さつま市坊津町秋目962番地
債務者　橋口由美子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第４３９号
東京都青梅市河辺町６丁目27番地の４アルカディアⅡ102
債務者　上野　優太
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９４１号
東京都東久留米市上の原１丁目２番８―311号
債務者　栗田　和男
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９４２号
東京都昭島市宮沢町478番地19パル京南ＮＯ．17―201号
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
北海道標津郡中標津町東６条南６丁目２番地２
債務者　杉本はるみ
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午前11時15分
釧路地方裁判所根室支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２７号
熊本県荒尾市東屋形２丁目７番地12　渕上勇方、開始決定時の住所熊本県球磨郡あさぎり町上東1536番地
破産者　渕上いさ子
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部